

浜田市し尿処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 14 号

## 浜田市し尿処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市し尿処理施設条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 17 年浜田市条例第 162 号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（搬入者の遵守事項）

第 3 条 条例第 5 条の規定による搬入を行う者（以下「搬入者」という。）

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 搬入に際しては、常に搬入口及びその周辺の清潔を保つこと。
- (2) 浜田浄苑の構内においては、職員の指示に従うこと。
- (3) 施設又は設備の毀損又は汚損が生じた場合は、速やかに職員に報告すること。

（搬入計画）

第 4 条 搬入者は、し尿等搬入計画書を搬入を行う日の属する月の前月の 25 日までに市長に提出しなければならない。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。